

双葉町（帰還困難区域）に居住していた70歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成23年7月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、死亡慰謝料、財物損害（被相続人の自宅建物についてリフォーム代金を加味して賠償額を算定した。）等が賠償された事例。

和解契約書（一部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1（以下、「申立人X1」という。）、同X2、同X3（併せて以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 相続人の表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ① 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年7月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- ② 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

1 申立人X1について

申立人X1と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	①避難費用（宿泊費） ②避難費用（家財購入費） ③避難費用（被服費） ④避難費用（通信費増加分） ⑤避難費用（食費増加分） ⑥避難費用（交通費増加分） ⑦一時立入費用（交通費） ⑧精神的損害（ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る） ⑨その他損害（自動車の抹消登録費用） ⑩弁護士費用
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成24年4月30日（損害項目①ないし⑦、⑨、⑩） 自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日（損害項目⑧）

2 被相続人について

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	①避難費用（被服費）
------	------------

- ②財産損害（車台番号〇〇－〇〇の車両）
- ③財産損害（平成23年3月11日に自宅兼店舗に所在した商品）
- ④生命・身体的損害（治療費）
- ⑤生命・身体的損害（交通費）
- ⑥生命・身体的損害（宿泊費）
- ⑦生命・身体的損害（入院雑費）
- ⑧生命・身体的損害（入通院慰謝料）
- ⑨生命・身体的損害（死亡慰謝料、申立人ら固有の慰謝料を含む）
- ⑩生命・身体的損害（逸失利益）
- ⑪生命・身体的損害（葬儀費用）
- ⑫精神的損害（ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る）
- ⑬弁護士費用

期 間 自 平成23年3月11日
至 平成23年8月4日

第3 和解金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、前項1所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、2,467,490円の支払義務があることを認める。

(内訳)	①避難費用（宿泊費）	271,896円
	②避難費用（家財購入費）	264,549円
	③避難費用（被服費）	240,000円
	④避難費用（通信費増加分）	66,696円
	⑤避難費用（食費増加分）	2,500円
	⑥避難費用（交通費増加分）	42,000円
	⑦一時立入費用（交通費）	22,000円
	⑧精神的損害（ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る）	1,484,000円
	⑨その他損害（自動車の抹消登録費用）	1,980円
	⑩弁護士費用	71,869円

2 被相続人について

被申立人は、被相続人に生じた前項2所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、17,761,438円の支払義務があることを認める。

(内訳)	①避難費用（被服費）	60,000円
	②財産損害（車台番号〇〇－〇〇の車両）	150,000円
	③財産損害（平成23年3月11日に自宅兼店舗に所在した商品）	1,618,921円
	④生命・身体的損害（治療費）	13,048円
	⑤生命・身体的損害（交通費）	59,794円
	⑥生命・身体的損害（宿泊費）	4,800円

⑦生命・身体的損害（入院雑費）	63,000円
⑧生命・身体的損害（入通院慰謝料）	737,000円
⑨生命・身体的損害（死亡慰謝料、申立人ら固有の慰謝料を含む）	10,000,000円
⑩生命・身体的損害（逸失利益）	3,177,858円
⑪生命・身体的損害（葬儀費用）	615,694円
⑫精神的損害（ただし、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛に限る）	744,000円
⑬弁護士費用	517,323円

第4 仮払補償金

1 申立人X1について

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人X1に対し、第2項1記載の損害に対する仮払補償金として1,100,000円を支払済みであることを確認する。

2 被相続人について

申立人ら及び被申立人は、被申立人が被相続人に対し、第2項2記載の損害に対する仮払補償金として700,000円を支払済みであることを確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第7 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第2項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第2項1⑧及び同項2④ないし⑫記載の損害項目及び期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月12日

（仲介委員 遠藤昭）

双葉町（帰還困難区域）に居住していた70歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成23年7月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、死亡慰謝料、財物損害（被相続人の自宅建物についてリフォーム代金を加味して賠償額を算定した。）等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3（以下申立人3名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- ① 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年7月〇日に死亡し、申立人らが、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- ② 申立人らの知る限り、申立人らが、被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

- ア 財物損害（別紙物件目録1記載の土地）
- イ 財物損害（別紙物件目録2記載の建物）
- ウ 財物損害（別紙物件目録2記載の建物内の家財）
- エ 本件和解仲介に関する弁護士費用

3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、合計金44,478,902円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ア 財物損害（別紙物件目録1記載の土地） | 10,647,900円 |
| イ 財物損害（別紙物件目録2記載の建物） | 26,288,000円 |
| ウ 財物損害（別紙物件目録2記載の建物内の家財） | 6,247,500円 |
| エ 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 1,295,502円 |

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年1月30日

（別紙物件目録省略）

（仲介委員 遠藤昭）